Audi SOS コール契約約款

第 1 条　約款の適用範囲

Audi SOS コール（以下、「本サービス」といいます。）は、Audi connect に付随するサービスとして、ボッシュサービスソリューションズ株式会社（〒170-0013 東京都 豊島区 東池袋 1-25-6　PMO 池袋 7F フリーダイヤル：0120-149-183（平日 9:00~18:00）（以下、「当社」といいます。）が、日本国内において提供するサービスです。本サービスは、フォルクスワーゲン グループ ジャパン 株式会社（以下、「フォルクスワーゲン グループ ジャパン」といいます。）と Audi connect を利用するための契約（以下、「Audi connect 利用契約」といいます。）を締結した者（以下、「Audi connect 会員」といいます。）に対し、当該 Audi connect 利用契約の対象車両（以下、「対象車両」といいます。）に関して無償で提供されます。Audi connect 会員が本サービスを利用するためには、この Audi SOS コール契約約款（以下、「本約款」といいます。）の内容に合意し、当社所定の書面で当社と Audi SOS コール契約を締結する必要があります（以下、当社と Audi SOS コール契約を締結した者を「契約者」といい、本サービスの利用を契約者が許諾した者とあわせて「利用者」といいます。）。当社は本約款の内容に従い、本サービスを提供いたします。

当社は、本約款及び本サービスの内容を民法第 548 条の 4 の規定に従い、当社の判断により変更される可能性があります。その場合、当社は、変更の効力が発生する時期を定め、契約約款を変更する旨、変更後の契約約款の内容及び変更の効力が発生する時期を、当社のウェブサイトにおいてあらかじめ周知します。（https://www.bosch.co.jp/sojp/）

第 2 条　本サービスの内容

当社は、対象車両が交通事故や火災などの緊急事態（消防機関等の関係機関に通報することが社会通念上相当と考えられるものに限ります。以下、「緊急事態」といいます。）に遭遇した場合、以下の各号に定める手順及び条件並びに本約款に従って、本サービスを、24 時間、年中無休で提供するものとします。

① 緊急通報システムは、利用者がボタンを押すことにより手動で起動されるか、又は車両特有のセンサーによって自動的に起動されます。起動後、音声通報と必要な情報が直接当社のコールセンターに送信されます。その後、当社のオペレーターが応答します。緊急事態が確認された場合、オペレーターは消防機関に通報します。

② サービスには救急車やその他の医療サービスの出動は含まれていません。サービスは緊急受付機関に必要な情報を連絡した時点で終了します。サービスの提供に関して契約者に対する報告は特に行いません。

③ ストライキ、ロックアウト、政府による命令、地震、洪水、津波及び竜巻のような天災、不可抗力、その他当社の制御を超える事態においては、本サービスを適宜調整し、又は中断する権利が当社には与えられています。また、当社はかかる事由に起因する本サービスの全部又は一部の不履行や遅滞に対し責を負わないものとし、次の各場合も同様とします。

- IT システムに対するウイルス又は第三者による IT 攻撃（但し、そのような攻撃を防止するための通常の対策が取られている場合に限る）
- 日本、ドイツ、アメリカ又はその他の国に係る国内レベル、EU レベル又は国際レベルでの貿易規制による障害の場合、又は当社が制御不能なその他の環境による障害の場合、又は当社に対する役務提供者がその義務の履行を遅滞しもしくは不適切な履行をした場合

第 3 条　本サービスについて了解すべき事項

1. 契約者は、契約者以外が対象車両を利用する場合、その者に対して本サービスについて説明し、本約款を遵守させるものとします。
2. 本サービスの利用において当社に緊急事態を連絡することは、道路交通法及び消防法など関係法令により義務づけられている措置・通報に代わる行為ではありません。従って、本サービスの利用によってこれらの法的義務が免除されるものではありません。
3. 本サービスの利用によって関係機関に連絡がなされた後､かかる関係機関から当社へ再接続の要請等がある場合、利用者へ通話を接続する場合があります。
4. 本サービスは緊急時にのみ利用すべきものとします。関係機関への通報及びその内容に関しては、事実を連絡するものとし、虚偽の連絡などにより、当社又は関係機関その他に損害を与えてはならないものとします。
5. 当社は、利用者の要請によらずして関係機関への連絡を行う場合があります。但し、この場合の関係機関への連絡は当社の任意によるものであり、当社は、利用者の要請がない場合に関係機関への連絡の義務を負うものではありません。
6. 契約者は、自ら（法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者を含みます。）又は利用者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当しないまたは関与しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

第 4 条　本サービスの終了／契約有効期間

1. 契約者が本サービスの中止を希望する場合は、最寄りのアウディ正規ディーラーを通じてフォルクスワーゲン グループ ジャパン及び当社に連絡の上、 Audi connect 利用契約の中の「セーフティ & サービス」に関する契約（以下、「セーフティ &サービス利用契約」といいます。）及び Audi SOS コール契約の終了手続を行う必要があります。
2. Audi SOS コール契約の有効期間は対象車両の初度登録日から 10 年とします。
3. 第 1 条に定めるとおり、Audi SOS コール契約は Audi connect 会員と Audi connect 利用契約の対象車両に関して締結されることを原則としますが、Audi connect 利用契約が期間満了によって終了した後の対象車両に関しては、前項に定める有効期間内であれば、例外的にフォルクスワーゲン グループ ジャパンとのセーフティ &サービス利用契約及び当社との Audi SOS コール契約のみで締結することができるものとします。

4. 当社は、本サービスの提供を終了せざるを得ない場合、契約者に対して 30 日以上前に通知の上本契約を解除し、本サービスの提供を終了させることができるものとします。

第 5 条　解除

当社は、前条第 4 項にかかわらず、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、事前に何ら予告することなく、解除の通知をし、直ちに本契約を解除することができるものとします。この場合、当社は、契約者が当社に届出をしている連絡先に解除の通知を行えば足り、この場合には通知が到達したものとみなすものとします。

① 本約款に定める禁止事項に違反した場合
② その他の本約款の定めに違反した場合
③ 当社に届出をした事項に虚偽が含まれていた場合
④ 本サービスに重大な悪影響を及ぼすような行為があると当社が判断した場合
⑤ その他本サービスの利用に関して不適切な行為があると当社が判断した場合

第 6 条　対象車両の譲渡

1. 契約者が対象車両の譲渡・毀損・滅失等により、対象車両の所有者又は登録使用者でなくなった場合は、フォルクスワーゲン グループ ジャパン所定の方法によりフォルクスワーゲン グループ ジャパンと当社にその旨を届出て、フォルクスワーゲン グループ ジャパンとの Audi connect 利用契約（前条第 3 項に定める場合はセーフティ＆サービス利用契約）と当社との Audi SOS コール契約を解約するものとします。
2. 契約者が対象車両を譲渡する場合は、譲受人に対して本サービスと本約款について説明し、本サービスを利用するためには Audi SOS コール契約の締結が必要であることを知らせるものとします。

第 7 条　免責規定

当社が利用者に提供した本サービスに起因して、又は、本サービスの全部又は一部が提供されなかったことに起因して、利用者又は第三者が損害･損失等を被った場合といえども、それが次の各号のいずれかの事態に起因する場合には、当社に故意又は重過失がある場合を除き、債務不履行や、不法行為などの請求原因の如何を問わず、当社はいかなる責任も負担しないものとします。

① 本サービスに必要な情報の全部又は一部を当社が取得できなかった場合、又は取得した情報の内容に誤りもしくは誤差が含まれる場合
② 道路や建物等の地理的な条件や関係機関の所轄に関する情報が新設、変更又は廃止された場合
③ GPS システム等を利用して得られた位置情報に誤り又は誤差がある場合
④ 第 2 条第③号に基づいて、当社が本サービスの提供を調整し又は中断している場合
⑤ 利用者が本約款、取り扱い説明書、その他の注意事項に従わず、本サービスを不適切に利用した場合

第 8 条　人員及び設備

当社は、警備業法に定められた教育及び研修を受講した警備員（オペレーター）を本サービスのための業務に従事させ、当社が管理するコールセンターにて、専用の回線装置を使用して本サービスを提供します。当該警備員の服装は当該コールセンターにおける規則に従います。

第 9 条 Audi SOS コールに関する苦情窓口・問合せ先

本サービスに関する苦情窓口・問合せ先は次のとおりとします。

ボッシュサービスソリューションズ株式会社
オペレーションマネージメント部
フリーダイヤル：0120-149-183（平日 9:00~18:00）
E mail：BoschServiceSolutions.JP@jp.bosch.com

フォルクスワーゲン グループ ジャパン株式会社
アウディコミュニケーションセンター
電話番号：0120-598-106

第 10 条 個人情報

1. 利用者は、当社が本サービスの提供を目的として、登録された契約者及び対象車両の情報並びに対象車両及び利用者との通信により当社が取得した情報（位置情報や通話内容を含む）を関係機関（消防署等）、フォルクスワーゲン グループ ジャパン、その親会社であるドイツ Audi AG、及び Audi AG の子会社並びにボッシュ株式会社、及びドイツにある Bosch Service Solutions GmbH 及びその親会社である Robert Bosch GmbH 及びその子会社に提供することに予め同意するものとします。
2. 利用者は、当社が、本サービスの提供のために本条第 1 項に定める情報の処理を次の各号に記載の者に委託することについて予め同意するものとします。
 ・フィリピン、マニラ市に所在する Bosch Service Solutions Inc.
3. 当社は、本条第 1 項で規定する情報を含め、利用者及び指定自動車との通信に関して取得したデータや音声等について、本サービスの提供のため、記録することがあります。
4. 当社は、本条第 1 項で規定する情報等を、本サービスの提供を遂行する目的以外に利用しないものとします。
5. 当社は本サービスの提供のために取得した個人情報について第三者に処理を委託する場合はありますが、法令によって認められる場合及び本約款に定める場合を除き、第三者提供を行うことはありません。
6. 当社の個人情報保護管理者連絡先は次のとおりです。
 ボッシュサービスソリューションズ株式会社
 オペレーションマネージメント部
 フリーダイヤル：0120-149-183（平日 9:00~18:00）
 E mail：BoschServiceSolutions.JP@jp.bosch.com

第 11 条 専属的合意管轄裁判所

Audi SOS コール契約に起因又は関連して、当社と利用者の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（追加）
Audi SOS コール契約の約款は、以下のウェブサイトでご覧になれます。
URL：http://www.bosch.co.jp/sojp/audi-sos_agreement